

麻生区子育て人材バンク事業利用規程

1 名称 麻生区子育て人材バンク事業

2 目的及び内容

地域の子育てを地域で支援するために、子育ての支援を行う者（子育てボランティア）と支援を受ける者（利用会員）が麻生区子育て人材バンクに登録を行い、利用会員の派遣の依頼を受け、麻生区子育て人材バンク事務局（以下、「事務局」）が条件に合致する子育てボランティアを派遣し、利用会員の活動の支援を行う。

3 子育てボランティア登録及び活動内容

(1) 登録要件

川崎市内を主な活動地域とし、子育て支援に理解と熱意を有する18歳以上の個人又は団体で、次のいずれかの条件を満たすもの。

ア 区や麻生区社会福祉協議会等で実施している保育ボランティア研修の履修者。

イ 読み聞かせや音楽、体操等を通じて利用会員を指導することができ、一定の活動経験を有する者。

ウ 保育士、幼稚園教諭、栄養士、看護職等の資格を有する者。

エ 子育て支援に関わる活動を行っている学生。

オ その他、区がこの事業に相当と認める者。

(2) 登録方法

様式1「子育てボランティア登録票」により申請する。

(3) 支援活動の内容

ア 利用会員が活動する際の遊戯指導（読み聞かせ、手遊び、リズム体操、紙芝居、工作など）や保育。

イ 利用会員が子どもに関する講座やイベントを開催する際の子どもの保育。

ウ その他利用会員の活動を支援するために必要と認める支援。

(4) 子育てボランティアの義務

ア 支援活動を通じて知り得た利用会員の情報を他に漏らさないこと。

イ 支援活動を通じて物品の販売・斡旋及び宗教活動、政治活動を行わないこと。

ウ 支援活動中の子どもの安全確保に努め、子どもに異常を認めたときは状況に応じた適切な処置をとること。

エ 団体登録の場合は、団体の構成員名簿を事務局の求めに応じて提出すること。

オ 事務局の依頼に基づき支援活動を実施し、支援活動後は事務局の指定する方法により報告を実施すること。

(5) 活動経費

活動にかかる経費として、1回の派遣につき1,500円を事務局より支給する。

(6) 登録の抹消

子育てボランティアが次のいずれかに該当するとき、登録を抹消することができる。

ア 登録抹消の申し出をしたとき。

イ ふさわしくない行為があったとき。

ウ 子育てボランティアの義務に違反したとき。

4 利用会員の登録及び利用内容

(1) 登録要件

麻生区内で子育て支援を目的とした活動を行っている、子育てグループ又は地域活動の主催者で、活動が次に掲げるすべての条件を満たすもの。

ア 保護者と子3組以上を対象としていること。

イ 法令又は公序良俗に反せず、政治・宗教・営利を目的としていないこと。

ウ 国、地方公共団体、出資法人等による主催又は共催事業ではないこと。

(2) 登録及び子育てボランティアの派遣依頼方法

ア 活動支援を希望する団体は、初回の子育てボランティア派遣依頼をもつ

て利用会員登録が行われることとする。

イ 利用会員は様式 2 「麻生区子育て人材バンク派遣依頼書兼登録票」又は事務局の指定する方法により派遣を依頼する。

ウ 子育てボランティアの派遣依頼は、当該ボランティアが所属する子育てグループや地域活動を除く活動に対して行う。

(3) 利用内容

ア 活動する際の遊戯指導や保育。

イ 子どもに関する講座やイベントを開催する際の子どもの保育。

ウ その他、活動するために必要と認める支援。

(4) 利用時間

利用時間は原則として月曜日から日曜日の午前 9 時から午後 5 時までの間の 3 時間以内とし、1 日につき 1 回の利用とする。

(5) 派遣に関わる人数及び費用

ア 年度ごとの子育てボランティアの派遣人数は、子育てグループに対しては 1 2 人まで、地域活動の主催者に対しては 6 人までとする。

イ 1 回の子育てボランティアの派遣人数は原則 3 人までとする。

(6) 利用会員の義務

ア 本事業を通じて知り得た子育てボランティアの情報を他に漏らさないこと。

イ 利用会員は、子育てボランティアの派遣依頼を行った日程の活動に中止、変更等が生じた場合は、速やかに事務局に報告をしなければならない。

ウ 事務局の求めに応じ、活動状況等の報告を行うこと。

(7) 登録の抹消

利用会員が、次のいずれかに該当する時、登録を抹消することができる。

ア 登録抹消の申し出をしたとき。

イ 川崎市外に転居又は麻生区内での活動をやめたとき。

ウ ふさわしくない行為があったとき。

エ 2 年間連続して本事業の利用実績がないとき。ただし、登録の抹消は当

該年度の末日に行うものとする。

5 個人情報の取扱い

本事業で収集した個人情報は、麻生区役所及び本事業の委託事業者にて次の目的のために使用し、法令等に従い適正に管理する。

- (1) 本事業の目的達成に係る事務手続き
- (2) 麻生区役所が所管する、子育て支援事業等のご案内

附 則

平成 18 年 12 月 1 日施行

附 則

平成 23 年 4 月 1 日改定

附 則

平成 24 年 4 月 1 日改定

附 則

平成 27 年 4 月 1 日改定

附 則

平成 29 年 4 月 1 日改定

附 則

平成 31 年 4 月 1 日改定

附 則

令和 3 年 4 月 1 日改定

附 則

令和 4 年 4 月 1 日改定

附 則

令和 6 年 4 月 1 日改定